

休養室の運用基準に関する内規

(趣旨)

第1条 東日本入国管理センター処遇管理棟休養室（以下「休養室」という。）の運用基準及び休養室に收容された被收容者に係る処遇の基準は、被收容者処遇規則及び関係通達によるほか、この内規に定めるところによる。

(休養室設置の目的)

第2条 休養室は、医療上の必要から短期間（又は短時間）被收容者を休養させることを目的として運用する。

(休養室に收容する者)

第3条 休養室に收容する者は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 感染症又はその疑いのある者で、休養室に收容することが適当であると医師が認める者
- (2) 傷病等（第一号を除く。）による療養、医療上の措置又は休養のため、休養室に收容するよう医師から指示又は助言があった者
- (3) その他所長が指示する者

(休養室に收容する期間)

第4条 休養室は設置目的及び設備上の制約から、收容する期間は可能な限り短期間（又は短時間）とする。

(処遇)

第5条 休養室に收容中の者に対する処遇は、次に掲げる事項を除き、共同室に收容中の者と同等とする。

- (1) 開放処遇は行わない。
- (2) 戸外運動、入浴及び洗濯は、医師が禁止する場合を除き、個別又は他の休養室に收容中の者と同時に、職員が立会して実施する。
- (3) 休養室内は禁煙とする。

(監視)

第6条 処遇担当統括，看守責任者及び副看守責任者（以下「処遇担当統括等」という。）は，休養室に収容中の者の傷病の内容を正確に把握し，その動静及び容態の変化について細心の注意を払うとともに，容態によっては速やかに診療室に報告の上，診察のほか，必要な指示又は助言を受けるものとし，医師が不在の場合にあっては，外部医療機関での受診を検討する。

2 前項の場合において，処遇担当統括等は，警備員からテレビ監視の状況について随時報告を受けるとともに，おおむね1時間に1回以上動しょうを実施した上で，声掛け及び容態確認を行い，体温測定及び血圧測定等の必要な措置を取り，その状況を記録する。

3 前2項において，看護師は，処遇担当統括等及び薬剤師と情報を共有した上で，適宜，容態観察を実施し，必要な措置を取る。

(収容の解除)

第7条 休養室への収容は，次の各号に掲げるときに解除するものとする。

(1) 感染症又はその疑いにより休養室に収容した者にあつては，感染のおそれがなくなつたと医師が判断したとき

(2) その他医療上の理由により休養室に収容した者にあつては，医師から，休養室に収容の必要がないとの指示又は助言があつたとき

(3) 上記のほか，所長が指示したとき

(執務時間外における例外)

第8条 処遇担当統括等は，第3条の規定により休養室に収容すべきと思われる被収容者が発生した場合において，執務時間外等のため直ちに医師又は所長の指示を受けることができないときは，医師又は所長の指示を受けるまでの間に限り，被収容者を休養室に収容することができる。

2 前項により被収容者を休養室に収容したときは，処遇担当統括等は，可能な限り速やかに医師又は所長に報告の上，必要な指示を受けるものとし，医師又

は所長が休養室収容の必要がないと判断する場合は、直ちに休養室収容を解除しなければならない。

ただし、医師又は所長の指示を受けるまでの間に、処遇担当統括等の判断により休養室収容を解除した場合は、報告のみを行うものとする。

附 則

この内規は、平成16年2月23日から施行する。

この内規は、平成27年2月26日から施行する。